

料 金

| 根 拠 法 令 | 解 説 |
|--|---|
| <p>廃掃法施行令 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準) 第 4 条 5 受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。</p> <p>廃掃法 (一般廃棄物処理業) 第 7 条 8 第 1 項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第 4 項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第 228 条第 1 項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業務を遂行するに足りる額とは、委託費は原価計算方式に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えて算定した額である。 ・ 許可料金について、市町村は、自ら処理を行っていない場合(直営・委託のない場合)は、条例で手数料を定めることはできない。 ・ 疑義照会回答(S47. 5. 18 環衛第 29 号厚生省環境整備課長)参照(P-425) ・ P-281 原価計算書参照 |